

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

制 定 平成14年7月 1日規則第16号
最近改正 令和2年3月31日規則第 5号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第17号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例)

第2条 条例第2条第1項第3号の規定に基づき、あらかじめ広域連合長の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務することができない場合
- (2) 風害、水害、地震、火災その他の災害による交通の遮断又は住居の滅失若しくは破壊のため勤務することができない場合
- (3) 交通機関の事故により勤務することができない場合
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署からの呼出しに応ずる場合
- (5) 選挙権その他の公民権を行使する場合
- (6) 国家公務員又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その職務を行う場合
- (7) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け、行政又は学術について、講演、講義等を行う場合
- (8) 職務遂行上必要な国又は北海道が実施する試験を受ける場合
- (9) 妊娠中の女子職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- (10) 前各号に準ずる特別の理由がある場合

2 条例第2条第2項の規定に基づき、あらかじめ広域連合長の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前項第11号に掲げる場合
- (4) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。
- (5) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平21.5.18規則3)

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (令2.3.18規則5)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。